

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 2 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 1 日（火） 13 時 27 分～14 時 30 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 平井建志 木下康代 片山 聡 労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員（定数 5 人） 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 5 人 小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官、 浜口労働基準監督官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係労働者の意見聴取について ・中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について ・最低賃金に関する基礎調査の結果等について ・今後の滋賀県最低賃金のあり方について
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・関係労働者の意見聴取について、滋賀県労連・滋賀一般労組、滋賀県自治体労働組合総連合、コープしが労働組合から意見聴取を行った。 ・中央最低賃金審議会の目安答申の伝達（動画視聴）を行った。 ・最低賃金に関する基礎調査の結果等について説明を行った。 ・今後の最低賃金のあり方について、労使委員の主張表明は次のとおり。 <p><労働者側代表の主張></p> <p>新型コロナウイルス感染症が 5 類移行され、社会経済活動は急速に回復基調に向かいつつあり、この局面で経済のステージを持続的な成長軌道に乗せていくことが必要。「人への投資」が重要であり、その重要な要素が最低賃金の引き上げである。</p> <p>今春闘（連合）でも労働者の賃上げ額は時給 53 円とかつてない水準となっている。足下の経済状況は物価高騰で消費物価は上昇しており、高水準で推移している。最低賃金近傍で働く者の生活は非常に厳しい状況にある。</p> <p>GDP の 6 割が個人消費であり、個人消費を増やすためにも、最低賃金の大幅な引上げが必要である。今年度の目安に基づく全国加重平均は 1,002 円であり、現在の最低賃金と 75 円の差があり、地域間格差の是正を図るためにも目安を上回る引き上げが必要であると考えている。</p> <p><使用者側代表の主張></p> <p>昨年度の最低賃金大幅引き上げの結果、影響率は一昨年より 3 % 増</p>

加し、18.73%と過去最高でした。昨今の大幅な引き上げが中小企業に大きな影響を与え、最低賃金が負担となっていると感じている中小企業とりわけ小規模事業者が相当程度あり、今年度の最低賃金引き上げがさらなる影響を与えることは否めない状況である。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの法律であり、中小企業がおかれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠である。

Bランクの目安が40円であり、足下の物価上昇、春闘結果、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率を重視する基本的な考え方に変わりはなく、そのうえで原材料費の高騰等の企業物価の動向、価格転嫁の状況などを踏まえながら審議していく。